

議会議案第1号

中小企業金融安定対策の充実を求める意見書

米証券大手リーマン・ブラザーズの経営破綻に起因する世界的な金融不安については、主要国の中央銀行が協調して実施したドル資金供給等により一定の鎮静化を見せてはいるものの、米自動車大手3社の経営難が表面化するなど、米国内経済は依然として不透明な状況が続いており、世界経済の先行きもなお予断を許さない状況にある。

このような中、金融市場の混乱とその影響を受けた世界的な販売不振のため、国内大手銀行等の9月中間決算は大幅な減益となり、基幹輸出産業である国内自動車大手も、減産、人員削減の方向を打ち出している。

景気が後退する中、国内金融機関による企業への資金貸し出しが滞る、いわゆる貸し渋りなどが懸念されているところであり、特に我が国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業においては、不安の声が出てきている。

よって、国におかれては、中小企業の資金調達を円滑にするため、政府系金融機関による支援策を始め、市中金融機関に対する指導等の対応についても強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務・金融担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

少子化対策の推進を求める意見書

平成19年人口動態統計（確定数）では、平成19年の出生数は108万9,818人と、前年の109万2,674人より2,856人減少し、6年ぶりに増加に転じた前年から再び減少した。一方、合計特殊出生率は1.34で、6年ぶりに上昇した前年の1.32を上回り、2年連続で上昇している。

この2年間、出生数の減少、合計特殊出生率の低下に一定の歯止めがかかってきてはいるものの、依然として人口置換水準を大きく下回る状況が続いており、欧米諸国と比較しても極めて低い水準であり、決して楽観できない状況となっている。

近年の出生率の低下等に見られる少子化の進行は、社会の活力低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範な分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって憂慮すべき問題である。

よって、国におかれては、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備し、更なる少子化対策を推進するため、下記の施策を積極的に講じるよう強く要望する。

記

- 1 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、地方公共団体が策定した行動計画の着実な推進に必要な財源の拡充を図ること。
- 2 きめ細かな保育サービスを提供するための財政支援の対象要件の緩和等、中小企業等が行う事業所内託児施設等に対する財政措置の充実、放課後子どもプラン推進事業の充実等子育てと仕事の両立支援策の推進を図ること。
- 3 所得税控除・児童手当の拡充、医療保険制度における未就学児の医療費の自己負担の更なる軽減、奨学金制度の拡充等子育てのための経済的負担の軽減を図ること。
- 4 児童虐待防止施策、児童相談所等の体制の充実に必要な財源の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣
内閣官房長官

あて

防災対策等の充実を求める意見書

我が国は、地形的、気象的に、自然災害に対して脆弱な国土条件の下にあり、毎年のように全国各地で自然災害が発生している。

本県においても、昨年3月25日に発生した能登半島地震、また、本年7月28日の記録的な集中豪雨による金沢市中心部を流れる浅野川のはんらんなど、大きな被害を引き起こす自然災害の発生が続いている。

災害による被害を防止し、住民の安全と安心を確保することは、地方公共団体にとって最優先の課題であり、今後とも、積極的、かつきめ細かく防災基盤の整備を行う必要がある。

また、外国船舶などによる積荷木材・重油等の流出事故や水難事故の多発など海難事故への対応も求められている。

よって、国におかれては、防災対策等の充実のため、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 災害の防止を目的とした治水事業については、地域の実態やニーズに即して、着実に推進すること。また、各地で多発している浸水被害の解消のため、浸水対策の充実を図ること。
- 2 危険箇所の実態に応じた土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業を促進するため、予算の重点配分を行うなど支援の充実を図ること。
- 3 高潮・津波及び地震による災害を防止するため、防波堤等海岸保全施設の整備を集中的・重点的に促進すること。
- 4 海難事故による外国船舶からの積荷木材等の漂流・漂着物や座礁船等事故船舶の処理責任の明確化、プレジャーボートの水難事故の未然防止策及び水難救護体制の整備など、総合的な海難事故対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
防災担当大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第4号

朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の
早期解決を求める意見書

拉致問題の早期解決のためには、拉致被害者の救出に向けた我が国の強い姿勢を示すことが不可欠であり、各都道府県議会においても、政府への働きかけを行っているところである。

そうした中で、本年10月11日、米国は、朝鮮民主主義人民共和国が非核化措置の検証における有意義な協力を示す一連の検証措置に合意したとして、同国のテロ支援国家指定解除を発表した。また、我が国政府は、拉致問題の再調査開始に伴い、同国に対する制裁の一部を解除する方針を日朝実務者協議において、既に表明している。

しかしながら、拉致問題の解決に具体的な道筋がついていない状況でのこのような措置は、拉致被害者の家族はもとより、多くの日本国民にとって納得し難く、これまでの経緯を踏まえ、同国側の行動を慎重かつ十分に見極めていく必要がある。

よって、国におかれては、全ての拉致被害者の救出に向けた強固な決意を明確に内外に示すとともに、関係国と緊密に連携しつつ、最大限の外交努力を尽くし、拉致問題の一刻も早い解決に全力で取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第5号

次期統一地方選挙における選挙区定数決定の臨時特例を定める法律の制定を求める意見書

都道府県議会議員選挙における選挙区の定数については、地方自治法第254条の規定により、官報で公示された最近の国勢調査の人口に基づいて計算することとなっており、昭和55年の行政実例に基づけば、平成23年4月に行われる次期選挙については、前年の平成22年10月に国勢調査が実施されるため、特段の立法措置がない限り、同年12月末に公示される国勢調査の速報値が定数決定の基礎となる。

しかしながら、前回の平成19年の選挙において市町村合併に伴う特例条例を定めて選挙を行うなどした道府県では、次期選挙までに、選挙区や定数の大幅な見直しが必要となるが、国勢調査の速報値が公示されてから3カ月程度の期間でこのような大幅な見直しを行うことは、かなり厳しいと言わざるを得ない。

このような国勢調査の速報値の公示と選挙の期日が非常に接近するケースは、国勢調査の周期（5年）と議員の任期（4年）との関係で、20年に1回起こることになり、昭和46年の選挙の際は、特段の立法措置により「直近の国勢調査の公示人口ではなく、一つ前の国勢調査の公示人口を基礎とする」こととされたところである。

よって、国におかれては、平成23年4月に行われる次期選挙についても、選挙区や定数見直しの検討時間を十分に確保するため、早期に特段の立法措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第6号

郵政三事業のサービス維持等を求める意見書

平成19年10月1日、郵政民営化がスタートし、郵政三事業は、郵便、郵便貯金、簡易保険及び窓口ネットワークの4つの機能に分離して、持ち株会社の下に4つの会社に分社化された。今後、移行期間を経て遅くとも平成29年9月30日までに完全な民営化が実現することとなっている。

政府は、民営化後も以前と同じように、郵便局の窓口において、郵政三事業のサービスを受けることができるとしている。また、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することが法律で義務付けられており、特に過疎地域等においては、民営化時の郵便局ネットワークの水準が維持されるとしている。これらの地域では、郵政三事業のみならず、住民票や納税証明書等の交付といった市町村行政と連携を図ったサービスが郵便局で行われているところもあり、住民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与しているところである。

しかしながら、現実には、簡易郵便局の一時閉鎖や廃止が行われている状況もあり、今後、その動きが加速化することや、利益が見込めないことを理由とした金融・保険事業の郵便局窓口での縮小・廃止等が懸念されている。

即ち、郵便事業についてはユニバーサルサービスの提供が法律に明記されているのに対し、貯金、保険などの金融サービスに関しては、郵便局におけるユニバーサルサービス提供が法律上保証されていないことも、地域住民の不安につながっている。過疎地域等においては、郵便局が唯一の金融機関である場合が多く、廃止されれば住民生活に大きな支障が生じることとなる。

よって、国におかれては、郵政事業が地域に果たしている公共性や社会的重要性を認識し、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスが確実に提供され、住民の利便に支障が生じないよう万全を期すとともに、地域の実情を踏まえ、郵便局がこれまで担ってきた多様なサービスが今後も一体となって維持されるよう速やかに必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

暮らせる年金の実現を求める意見書

高齢者世帯の中で所得が公的年金のみの世帯は60%を超えており、高齢者の生活を支える大きな柱は年金であり、老後生活における年金の重要性については、改めて確認するまでもない。

しかし、年金を受給していても、低年金である場合が少なくない。平成19年国民生活基礎調査では、高齢者世帯の年間の所得分布は、100万円未満が15.3%、100万円から200万円未満が23.9%であり、6世帯に1世帯が100万円未満という状況である。また、所得が十分でないため、生活保護を受ける高齢者世帯も増えており（平成19年度の調査で全生活保護世帯の45.0%）、日本の年金制度が高齢期の貧困を防ぐという意味において、十分に機能していない実態も指摘されている。今後、高齢者の所得をどう保障していくのか、また、明らかに生活保護に比べて低い現行の老齢基礎年金の給付水準をどう見直していくかということが、一つの課題となっている。

よって、国におかれては、将来の安心をより確固としたものにするため、平成16年の年金改革を踏まえ、「暮らせる年金」の実現を目指し、新たに創設される「日本年金機構」のもと、より安心して信頼できる年金制度へと改革を進めるべく、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 基礎年金の国庫負担割合を平成21年4月から2分の1へ引き上げること。
- 2 基礎年金の加算制度の創設や受給資格期間の10年までの短縮、追納期間の延長など、無年金、低年金対策を拡充すること。
- 3 高齢者の就労を促進し所得向上に資するよう在職老齢年金制度の見直しを行うこと。
- 4 障害基礎年金等の配偶者、子の加算制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

議会議案第8号

安心の介護サービスの確保を求める意見書

介護保険サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われてきた。2000年4月にスタートした介護保険も来年4月から第4期目となり、現在、各地方自治体で介護保険事業計画等の見直し作業が進められ、社会保障審議会介護給付費分科会では、介護報酬の改定に向けた本格的な議論も始まっている。

そうした中、現在、介護業界では、収益の悪化や低賃金による人材不足が深刻な問題となっている。特に、介護従事者の離職率は2割以上に上り、待遇改善が強く求められている。そのために介護報酬の引き上げが望まれているが、報酬の引き上げは介護従事者の待遇改善につながる一方で、介護保険料の引き上げとなってはね返ってくるだけに、慎重な議論が必要である。

よって、国におかれては、安心の介護保険制度として根幹を維持しつつ、介護サービスの拡充を図るために、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬の改定に当たっては、介護事業の経営実態調査に基づき、地域における介護サービスが適切に実施できるよう、サービスごとの人の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。
- 2 介護報酬の引き上げが、第1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を講じること。また、介護保険料の設定については、保険料の所得比例方式への見直しや、市町村ごとに柔軟な決定ができるよう配慮すること。
- 3 必要な療養病床を確保するとともに、認知症対策を拡充し、地域ケア体制の整備・充実を図ること。
- 4 介護人材の確保及び定着のため、介護従事者の処遇の改善や新たな福祉・介護人材確保のための緊急支援事業を実施するとともに、雇用管理の改善に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会